

亀山市下水道促進のための水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第20号

亀山市下水道促進のための水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する規則の一部を改正する規則

亀山市下水道促進のための水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する規則（平成17年亀山市規則第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(融資の申込み) 第9条 [略] 2 指定金融機関は、 <u>前条の規定による市長の依頼及び前項の規定による融資の申込みがあったときは、その内容を審査の上、速やかに融資の可否を決定し、市長及び当該申込者に通知しなければならない。</u> 3 <u>前項の規定による市長への通知は、水洗便所等改造資金融資可否決定通知書（様式第4号）により行うものとする</u>	(融資の申込み) 第9条 [略] 2 指定金融機関は、 <u>前項の規定により融資の申込みがあったときは、その内容を審査の上、速やかに融資の可否を決定し、市長及び当該申込者に通知しなければならない。</u> [項を加える。]

る。

(融資あっせん額の決定)

第11条 市長は、改造工事が完成し、
亀山市公共下水道条例第16条第1項
又は亀山市農業集落排水処理施設条例
第8条第2項の検査に合格したときは、
融資あっせんの額を決定し、水洗便所
等改造資金融資あっせん額決定通知書
(様式第5号)により融資あっせん決
定者に通知するものとする。

(融資の手続)

第12条 前条の通知を受けた者は、指
定金融機関に対し、水洗便所等改造資
金融資借入申込書(様式第6号)に前
条の通知書及び指定金融機関が必要と
認める書類を添えて融資の申込みをし
なければならない。

[2 略]

(変更の届出)

第16条 借受人は、氏名又は住所を変
更したとき、その他融資を受けた者の
身分上又は財産上に重要な変動が生じ
たときは、速やかに、水洗便所等改造
資金融資あっせん変更届(様式第7号)
を市長に提出しなければならない。

(融資あっせん額の決定)

第11条 市長は、改造工事が完成し、
亀山市公共下水道条例第16条第1項
又は亀山市農業集落排水処理施設条例
第8条第2項の検査に合格したときは、
融資あっせんの額を決定し、水洗便所
等改造資金融資あっせん額決定通知書
(様式第4号)により融資あっせん決
定者に通知するものとする。

(融資の手続)

第12条 前条の通知を受けた者は、指
定金融機関に対し、水洗便所等改造資
金融資借入申込書(様式第5号)に前
条の通知書及び指定金融機関が必要と
認める書類を添えて融資の申込みをし
なければならない。

[2 略]

(変更の届出)

第16条 借受人は、氏名又は住所を変
更したとき、その他融資を受けた者の
身分上又は財産上に重要な変動が生じ
たときは、速やかに、水洗便所等改造
資金融資あっせん変更届(様式第6号)
を市長に提出しなければならない。

備考 表中の [] の記載は注記である。

様式第3号中	融資申請者	住 所		を
		氏 名		
		電話番号		

」

融資あっせん番号		第 号
融資申請者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

に改める。

」

様式第 6 号を様式第 7 号とし、様式第 5 号を様式第 6 号とし、様式第 4 号を様式第 5 号とし、様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第4号（第9条関係）

水洗便所等改造資金融資可否決定通知書

年 月 日

亀山市長 様

(金融機関名)

年 月 日付けで依頼のありました水洗便所等改造資金の融資については、その可否を下記のとおり決定しましたので通知します。

記

融資あっせん番号	第 号
融資申請者	
融資の可否	可 ・ 不可
融資予定額	円
決定の条件又は不可の理由	

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の亀山市下水道促進のための水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の亀山市下水道促進のための水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する規則の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。